

ステルスマーケティングを不当表示として禁止した 改正規約・同施行規則が認定・承認されました － 改正規約・規則の施行日は、2025年4月1日です －

当協議会は、「自動車業における表示に関する公正競争規約及び同施行規則改正(案)」について、消費者庁及び公正取引委員会に認定・承認の申請を行っておりましたが、この度、公正競争規約(3月5日付)及び新車の施行規則(3月4日付)並びに中古車の施行規則(3月5日付)が認定・承認されました。

改正規約・規則の施行日は、2025年4月1日となります。

会員各社におかれましては、本内容をご確認の上、適正な表示に努められますよう、お願いいたします。

【改正規約・規則のポイント】

- 新車及び中古車の表示について、「事業者の表示であるにもかかわらず、事業者の表示であることが判別困難な表示」は、優良・有利誤認となるかどうかは問わず、不当表示(ステルスマーケティング)として禁止

<詳細につきましては、当協議会ホームページをご覧ください>

【新旧対照表】

- 自動車業における表示に関する公正競争規約
https://www.aftc.or.jp/content/files/am/kiyaku/202504_kiyaku_shinkyu.pdf
- 自動車業における表示に関する公正競争規約についての新車に関する施行規則
https://www.aftc.or.jp/content/files/am/kiyaku/202504_shinsya_shinkyu.pdf
- 自動車業における表示に関する公正競争規約についての中古車に関する施行規則
https://www.aftc.or.jp/content/files/am/kiyaku/202504_chuko_shinkyu.pdf

【規約集】

- 自動車公正競争規約及び同施行規則の全文(規約集)

https://www.aftc.or.jp/content/files/am/kiyaku/HP_kiyaku_202304.pdf

この件に関するお問い合わせは・・・

一般社団法人 自動車公正取引協議会 四輪車業務部まで info@aftc.or.jp
TEL 03-5511-2111 FAX 03-5511-2112